

## 水質関係法令

		下水・排水・環境					上水・飲料水		製薬用水		
法律名	水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全特別措置法	湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)	下水道法	河川法	浄化槽法	温泉法	土壌汚染対策法	水道法	日本薬局方	
所 管	環境省	環境省	環境省	国土交通省	国土交通省	環境省	環境省	環境省	厚生労働省	厚生労働省	
1967年以前	1958(S.33)水質保全法、工業排水規制法制定 <p>1967(S.42)公害対策基本法制定</p>			1958(S.33)制定	1964(S.39)制定		1948(S.23)制定		1957(S.32)水道法制定 <p>&lt;豆知識&gt;・日本初の水道は1590年(江戸・神田) ・1876(M.9)東京府水道改正委員を設置 ・1886(M.19)コレラによる死者1万人 ・1887(M.20)日本初の近代水道が横浜で給水開始 ・1890(M.23)「水道条例」制定 ・1898(M.31)淀橋浄水場の通水開始 <p>水道法施行令、政令第336号→水質基準30項目</p> 1960(S.35)水質基準27項目となる。→(削除)フイ酸、硫酸、硫酸酸度、アルカリ度 (追加)臭気 1966(S.41)水質基準28項目となる。→(追加)陰イオン界面活性剤</p>	1880(M.13)制定	
1968～1969									1968(S.43)水質基準29項目となる。→(削除)アンモニア性窒素 (追加)硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、カドミウム(背景) 同年、カドミウムを主な原因とするイタイイタイ病が公害病に認定された。		
1970年代	1970(S.45)水質汚濁防止法制定 <p>1971(S.46)環境庁設置</p> 1978(S.53)水質総量規制策定(対象項目:COD、測定方法に簡易COD計認可) <b>◆水質総量規制制度内容と経緯</b> 閉鎖性海域、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	1974(S.48)制定 (CODの総量規制適用に加え、富栄養化防止のため栄養塩負荷の削減対策が盛り込まれる)							1978(S.53)6月施行。水道法の一部改正→簡易専用水道の規制対象は水槽の有効容量の合計20m <sup>3</sup> を超えるもの。水質基準29項目となる。→(削除)アンモニア性窒素 (追加)硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、カドミウム <p>★アンモニア性窒素は従来は水質基準に記載されていたが、1978年の水質基準改正時に削除された。アンモニア性窒素や亜硝酸性窒素は汚染を疑わせる物質であったが、地下水のように嫌気性雰囲気中では明らかに汚染を受けていなくてもアンモニア性窒素や亜硝酸性窒素は同時に検出されることが多かったこと、アンモニア性窒素は健康影響を示すほど存在することがないため、水質基準から削除された。</p>		
1980年代	1986(S.61)第2次水質総量規制実施	1982(S.57)湖沼に係る全窒素、全磷の環境基準を制定				1983(S.58)制定(7条検査は設置直後、11条検査は毎年1回)、S.61施行→ <b>◆7条及び11条検査項目</b>			1986(S.61)11月施行。「水道法施行令の一部改正」→ <b>簡易専用水道の規制対象範囲が、水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>以上に拡大された。</b>		
1990年代	1990(H.2)改正(生活排水対策の制度化) <p>1991(H.3)第3次水質総量規制実施</p> <p>1993(H.5)環境基本法制定</p> <p>1994(H.6)水道水源2法制定 (トリハロメタン等にかかる障害を防止) ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法「略称:水道水源法」(所管:環境省) ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律「略称:水道原水法」(所管:厚生労働省)</p> 1996(H.8)改正(地下水汚染浄化対策等を制度化)、 <b>第4次水質総量規制実施</b> <p>1997(H.9)3月環境省告示第10号「<b>地下水の水質汚濁に係る環境基準</b>」</p> <p>1999(H.11)環境基準の一部改正→健康項目に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目追加<b>◆環境基準</b></p> <p>1999(H.11)ダイオキシン類対策特別措置法制定</p>	1984(S.59)制定(指定湖沼の水質保全を図る。水質項目:COD-T-N-T-P) <b>◆湖沼法の体系</b> ☆S.60.12月 5指定湖沼(霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖、児島湖) ☆S.61.10月 1湖沼追加(諏訪湖) ☆S.62.9月 1湖沼追加(香房ダム) ☆1989(H.12月) 2湖沼追加(中海、宍道湖) ☆H.6.10月 1湖沼追加(野尻湖)		1997(H.9)河川法改正→ <b>◆改正内容</b>			1992(H.4)水質基準の大幅改正→26項目が46項目となる、1993(H.5.12)施行 <p>●鉛水質基準値0.1mg/L→0.05mg/L</p> 1996(H.8)8月 埼玉県越生町でわが国起因初のクリプトスピリウム症集団発生→「クリプトスピリウム暫定対策指針」通知				
2000～2009	2001(H.13)環境省発足 <p>2001(H.13)第5次水質総量規制実施(対象項目に窒素、りんを追加) <b>環境省告示第77号、第78号(窒素・りんに係る汚濁負荷量の測定方法)</b>:1.自動計測器による計測 2.コンボック・ドラフラーにより指定計測法で計測 3.指定計測法</p> 2002(H.14)有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律制定→ <b>閉鎖性海域に有明海及び八代海が加わる。</b> <p>2004(H.16)3月施行、<b>窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法の追加</b>、<b>環境省告示第77号、第78号の改正→簡易な計測方法を追加</b> <b>◆NP簡易計測方法(報道発表資料)</b></p> <p><b>◆NP簡易計測器の性能基準と管理基準(出典:(社)日本環境技術協会)</b></p>	2005(H.17)改正(流出水対策、湖辺の環境保護対策の導入、等) <b>◆湖沼法改正の内容</b>	2003(H.15)施行令改正(窒素、磷を放流水質基準に追加)2004(H.16)4月施行	2007(H.19)温泉法改正、10月施行→ <b>◆温泉法改正のあらまし</b>	2002(H.14)制定、2003(H.15)2月施行(土壌汚染対策法施行令、省令第101号)→ <b>◆土壌汚染対策法の体系／特定有害物質</b>	2001(H.13)3月「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(省令第81号)→ <b>濁度の検査方法に散乱光測定法及び透過散乱法を追加(従来は比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法)</b>	2002(H.14)水質基準の一部改正。2003.4.1施行(省令第101号)→① <b>残留窒素測定方法がケルトリッジ法からDPD法に変更。吸光度法を追加。</b> ② <b>TOC試験法採用。</b> <p>●2003(H.15)鉛水質基準値0.05mg/L→0.01mg/L</p> 2003(H.15)10月施行。「簡易専用水道の管理に係る検査の方法」→給水栓における水質検査の検査事項について、臭気、味、色、濁り及び残留窒素であったものを、臭気、味、色、色度(5度以下)、濁度(2度以下)及び残留塩素(検出されること)としたこと。これは、色及び濁りを定量的にも検査し、把握することとしたものである。	2002.12月 第14改正第1追補で一般試験法「2.51 導電率」新収載→ <b>◆第14改正第1追補内容</b>			
	●湖沼法制定翌年の指定5湖沼から年数経過ととともに2006年までに指定10湖沼となり、2007年12月に八郎湖が追加され全11湖沼となる。		2005(H.17)施行令改正→ <b>◆下水道法改正内容</b>			2004(H.16)水質基準の改正「46→50項目:有機物(TOC)等13項目追加、有機物(過マンガン酸カリウム)等9項目削除」	●2004(H.16)理化学試験法委員会「製薬用水の製造管理への有機体炭素試験法(TOC)の導入に関する研究」(TOC分析計比較試験)実施 ●2005.1月 理化学試験法委員会「TOC分析計メーカーによる意見陳述会」 ●2005.3月 JPFワーラム3月号参考情報「製薬用水の品質管理」(原案発表) ●2005.11月 日局シンポジウム「日局 製薬用水の改正作業」発表	●2004(H.16)理化学試験法委員会「製薬用水の製造管理への有機体炭素試験法(TOC)の導入に関する研究」(TOC分析計比較試験)実施 ●2005.1月 理化学試験法委員会「TOC分析計メーカーによる意見陳述会」 ●2005.3月 JPFワーラム3月号参考情報「製薬用水の品質管理」(原案発表) ●2005.11月 日局シンポジウム「日局 製薬用水の改正作業」発表			
	→2006(H.18)4月、中央環境審議会「水生生物保全に係る排水規制等の在り方について」答申。同年12月施行、 <b>亜鉛の排水基準値2mg/Lとなる。</b> (従来はS.46.6月施行の5mg/L)					* 2005.4月より過マンガン酸カリウムに代わり、TOCとなる。新基準省令の施行に当たっての経過措置として、TOCについては、平成17年4月1日からの施行とし、平成17年3月31日までの間は、従前の有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を基準項目とし、従前の基準値を適用すること。また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、平成19年3月31日までは、暫定基準値としてともに0.00002mg/lを適用すること。 <p>TOCに係る経過措置は、水道事業者等の水質検査実施機関におけるTOCの検査体制の整備期間を考慮して設定したものであり、平成16年4月1日の時点において、TOCによる検査が可能である水道事業者等においては、平成16年度の定期及び臨時の水質検査を、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にかえてTOCで行ってもよいこと。ただし、検査結果が、新基準省令におけるTOCの基準値近傍の値である場合には、併せて有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)についても測定を行い、基準値への適合を確認することが望ましいこと。→<b>過マンガン酸カリウムからTOCへの移行の経緯および経緯</b></p> 2008(H.20)水質基準の一部改正(省令第135号)→TOC値3mg/L以下に強化、塩素酸を追加L51項目となる。H.21.4施行→ <b>◆改正内容その1</b>	● <b>第十五改正2006(H.18)→「製薬用水の品質管理」新収載 ◆TOCに係る改正の歴史・第十五改正と十六改正のポイント等</b>				
2010	<b>トビックス1</b> :●環境省は2年計画で湖沼、閉鎖性海域などの水生生物の生育に必要な <b>底層DO</b> の環境基準化に向けた水質環境評価事業を実施する予定。(魚介類等のへい死や湖底での貧酸素水塊の発生が報告されている湖沼や海域を対象に、底層DO、pH、水温等などの日間変動や季節変動の長期連続観測と、関連項目の定期観測、湖沼での魚類の生息状況を把握・整理し、魚類の生息状況と水質との関係を踏まえた水質環境を評価する。調査の対象水域は、琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、池田湖、中海・宍道湖、釜房ダム、広島湾、播磨灘を予定。 <b>トビックス2</b> ●環境省は、事業者の 대기・水質測定データの未記録や改ざんに対し新たに罰則を設けることなどを目的に、大気汚染防止法と水質汚濁防止法の改正案を2010年の通常国会に提出する。 <b>トビックス3</b> :●環境省は2010.1.28「閉鎖性海域中長期ビジョン(案)」に対するパブリックコメントを募集(期間:1/28～2/1) <b>トビックス4</b> :●環境基準改正:カドミウム(0.01mg/L→0.003mg/L)(2011年10月27日施							2010(H.22)一部改正、4月施行→ <b>◆土壌汚染対策法改正の概要</b>			
2011	2012(H.24)6月 水質汚濁防止法の一部改正(地下水汚染防止のため、有害物質(VOC、重金属や硝酸・亜硝酸性窒素など)を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられる。(H.23.6月22日公布、H.24.6月1日施行)								2011(H.22)4月施行予定。「水質基準に関する省令等の一部改正」(2010.10月よりパブリックコメント募集)→ <b>カドミウムおよびその化合物等の基準値を現行の0.01mg/Lから0.003mg/Lとする。適用までの猶予期間は2年間。</b>	● <b>第十六改正</b> が2011(H.23)3月24日告示、同年4月1日施行された。→ <b>◆第16改正の留意点</b>	
2013	・排水基準を定める省令の改正(閉鎖性海域の窒素、りんに係る暫定排水基準の見直し) 施行日:2013年10月1日								* 上水試験方法2011年版別冊「震災等の非常時における水質試験方法」の発行:2013年3月30日(日本水道協会)		
2014	<b>・”水循環基本法”成立 公布:2014年4月2日、施行:2014年8月1日</b>							・土壌汚染環境基準の改正(1,1-ジクロロエチレン0.02mg/L以下→0.1mg/L以下)告示:2014年3月20日			
2015											
2016										● <b>第十七改正</b> が2016(H.28)3月7日告示、同年4月1日施行された。	
参考資料等	●一律排水基準 ●水産用水基準 ●農業用水基準 ●水浴場水質基準 ●水質総量規制制度の概要 ●閉鎖性海域全国88カ所 ●水濁法に基づく特定施設一覧 ●2007年日本の水環境保全政策・制度(環境省)		●指定湖沼(11湖沼)	●下水排除基準		●浄化槽の仕組み		●改正Q&A—その1 ●改正Q&A—その2	●最新水質基準 ●水質管理目標設定項目(27項目) ●冷却水水質ガイドライン ●遊泳用プール水質基準 ●簡易専用水道とは?		